指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書(自己点検表)

(指定児童発達支援)

事業所名	やわらソレイユ	点検年月日	令和7年3月17日
点検者氏名	岡本由美子・岡本泰規・宇都宮千紗	立会人	行政書士 大神尚武

(1) 財産金倉産工経の中産の10、10 日本の支援が関係のである。 (1) 日本の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の	確認項目	確認事項	根拠法令	左の結果	関係書類
日から (おかに日本語主) (対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	第 1 基本方針		法第21条の5の19		
た歴史を対し、認定所は、市田村、海等かの日本生活とは当年を表しました。		行う者(指定児童発達支援事業者)は、当該指定児童発達支援事業者を 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に	平24厚令15第3条第2項	適	個別支援計画
・ 大が常元の人権の政権、素性の加生物の企業、素性の加生物の企業、主なの企業の企業の企業を担いている。		た運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す	平24厚令15第3条第3項	適	個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者 等との連携に努めているこ
作及び知媒技能を習得し、並びに集団を指に適なすることができるよう。 当該無常別の実施と対して表別から効果的が支援をし、又これに併せて治療した技術、下肢又は 中名の標金がある場合に 1. 以下向に、)を行うものとなっているか。		する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じている	平24厚令15第3条第4項	適	研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていること
1 従業員の長生 (常生業業 技術主称 (常生業 本 大		作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同	平24厚令15第4条	適	個別支援計画
(前定児童発達支援事業所 (中産発達支援センターを 除く)の場合) (中産の経費とリンターを (中産の経費とリンターを (中産の経費) 以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に関くてきな業 (市ないしとが出来る。)といっては、第四号の機能制練担当報点を (中央の上の日本のといっとが出来る。)といっては、第四号の機能制練担当報点を (中央の主要性をしているが、)というとは、第四号の機能制練担当報点を (中央の主要性等に対した。)というというとの (中央の主要性等に対した。)というというという。 (中央の主要性等に対しては、第四号の機能制練担当報報を (中央の主要性等に対しては、第四号の機能制練担当報報を (中央の主要性等に対しては、第四号の機能制練担当報報を (中央の主要性等に対しては、第四号の機能制練性が (中央の主要性等に対しているが、)という。 (中央の主要性を対しているが、)に対し、 (中央の主要性を対しているが、)を対しているが、(ただし、指定児童発達支援事業のとのできる。) (中央の主要性を対しているが、)を対しているが、(ただし、指定児童発達支援事業が必ずない場合に、当時指定児童発達支援事業が必ずない場合に、当時指定児童発達支援事業が、 (別の場合・機能等でもでは、当まれ、指定児童発達支援事業所に必要な設備及 (の場合・機能等を備えているが、) (1) 指定児童発達支援事業所は、(別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第2人員に関する基準		法第21条の5の19第1項		
指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所にとに専らその職務に従事する管理書が置かれているか。(たたし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指児童発達支援事業所以の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) 第 3 設備に関する基準 指定児童発達支援をするという。		いう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。(ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。) 「嘱託医 1以上		適	出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数)
指定児童発達支援事業所 (児童発達支援を加速から 1 指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターであるものを除 く。) は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及 び備品等を備えているか。 (1) 指定児童発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及 ではるか。 (2) (1) に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。 (3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援 の事業の用に供するものとなっているか。 (ただし、障害児の支援に支 中24厚令15第9条第3項 適 設備・備品等一覧表 [目視] (3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援 アンターであるものを除 (1) に対しているか。 (ただし、障害児の支援に支 中24厚令15第9条第3項 適 設備・備品等一覧表 [目視] 第4 運営に関する基準 法の限りでない。) 第4 運営に関する基準 法の限りでない。) 第5 本として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は、その利用定員が5人以上となっているか。 (2) 内容及び手続の説明及び同意 おりまして、通知を行ったときは、当該利用申込を行ったときは、当該利用申込を行ったときは、当該利用申込を行ったときは、当該利用申込を受援者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を分のに変しつっ、当該利用申込者のにより、運営規程の概要、従業者の勤務体料との他の利用の申込みを行ったときは、当該指定児童発達支援の影響は、アンターでは、対して記憶をして、対して説明を行い、当該指定児童発達支援の影響は、アンターでは、日本の場では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	2 管理者	務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の	平24厚令15第7条	適	書類 勤務実績表 出勤簿 従業員の資格証
(児童発達支援センターを 除く)の場合 (1) に規定する影達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。 (2) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。 (ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。) 第4 運営に関する基準 1 利用定員 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援の事業所は、その利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者のによるでいるか。 (ただした) 障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。) 第4 連営に関する基準 1 利用定員 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援の事業所は、その利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつ、当該利用申込者の比上、運営規程の概要、従業者の勤務体制への刑用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該持定児童発達支援の内容、経験者の勤務体制への他の利用中込者の同意を得いるか。 3 契約支給量の報告等 (1) 指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供するときは、当該利用申込者の同意を発して文書を交付して記明を行い、当該持定児童発達支援の内容、表別の開始について当該利用申込者の同意を発いるが、まが表別用申込者の同意を発して、当該利用申込者の同意を発達した文書を交付して記明を行い、当該持定児童発達支援の経費、(2) において「運動対象給量」といて、当該利用申込者のにを発達を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量を超えて 第24年令15第13条第1項 適 受給者証の写し	第3 設備に関する基準		法第21条の5の19第2項		
でいるか。 (3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。) 第4 運営に関する基準 (1) 利用定員 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は、その利用定員が5人以上となっているか。 (2) 内容及び手続の説明及び同意 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の割用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行ったときは、当該利用申込をのでして、通知的な配慮をしつつ、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた通知な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者の同意を得ているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (1) 指定児童発達支援の政密、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の人際、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の人際、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の人際、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の人際、通所給付決定保護者に提供することを契約した担定党産を認す項((2) において「通所受給者証に記載していう。)その他の必要な事項((3) 及び(4) において「通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の終量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の終量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の終量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の終量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の終量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (3) 第24年に第13条第2項	指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを 除く)の場合	く。)は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及	平24厚令15第9条第1項	適	設備・備品等一覧表 【目視】
の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支 平24厚令15第9条第3項 適 設備・備品等一覧表 [目視]		ているか。	平24厚令15第9条第2項	適	・
1 利用定員 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は、その利用定員が5人以上となっているか。 平24厚令15第11条 適 利用者数が分かる書類(利用者のでは) 利用者のでは、 1 利用者数が分かる書類(利用者のでは) 利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を配した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 「1)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 「1)指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の国((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証に記載しているか。 「2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 「2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて 「第24厘令15第13条第 1 項 受給者証の写し		の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支	平24厚令15第9条第3項	適	設備・備品等一覧表
主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所は、その利用定員が5人以上となっているか。 2 内容及び手続の説明及び同意 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 3 契約支給量の報告等 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の力容、通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて マ24厚令15第13条第 2 項	第4 運営に関する基準		法第21条の5の19第2項		
び同意 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に保金向障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の口(2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3) 及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (3) 要給者証の写し			平24厚令15第11条	適	利用者数が分かる書類(利
は、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の員((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載ま項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 (2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えて (3) 2/4原全15第13条第 2項 (4) 受給者証の写し	2 内容及び手続の説明及び同意	利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始につい	平24厚令15第12条第 1 項	適	
	3 契約支給量の報告等	は、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量 ((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載して	平24厚令15第13条第 1 項	適	受給者証の写し
		(2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13条第2項	適	受給者証の写し 契約内容報告書

	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第13条第3項	適	契約内容報告書
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13条第4項	適	受給者証の写し 契約内容報告書
4 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平24厚令15第17条	適	受給者証の写し
5 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、 障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19条	適	アセスメント記録 ケース記録
6 指定障害児通所支援事 業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条第1項	適	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20条第2項	適	個別支援計画 ケース記録
7 サービス提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、 当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童 発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15第21条第1項	適	サービス提供の記録
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第21条第2項	適	サービス提供の記録
8 通所利用者負担額の受 領	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第23条第1項	適	請求書 領収書
9 障害児通所給付費の額 に係る通知等	指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15第25条第1項	適	通知の写し
10 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令15第26条第1項	適	適宜必要と認める資料
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思を できる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第26条第2項	適	適宜必要と認める資料
	(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令15第26条第3項	適	適宜必要と認める資料
	(4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この16 及び16の2において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の優の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24厚令15第26条第4項	適	適宜必要と認める資料
	(5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26条第5項	適	適宜必要と認める資料
	(6) 指定児童発達支援事業者は、(5) の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業者を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定ともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定として、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、を受けて、その改善差違支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、一当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 二 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 大 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	平24厚令15第26条第6項	適	適宜必要と認める資料
	(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平24厚令15第26条第7項	適	適宜必要と認める資料
	(8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム((4)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。(令和7年3月31日までは努力義務)	平24厚令15第26条の2	適	適宜必要と認める資料
	•	<u> </u>		

	_			
11 障害児の地域社会への 参加及び包摂の推進	指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進に努めているか。	平24厚令15第26条の3	適	適宜必要と認める資料
12 児童発達支援計画の作 成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に 指定児童発達支援に係る通所支援計画(児童発達支援計画)の作成に関 する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項	適	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が 個別支援計画を作成してい ることが分かる書類
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条第2項	適	個別支援計画 アセスメント及びモニタリ ングを実施したことが分か る記録
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条第3項	適	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録
	(4)児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上とせるための課題、10の(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援長提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第27条第4項	適	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が 分かる書類
	(5) 児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第27条第5項	適	サービス担当者会議の記録
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平24厚令15第27条第6項	適	個別支援計画
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第27条第7項	適	保護者に交付した記録 個別支援計画
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。(モニタリング))を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平24厚令15第27条第8項	適	個別支援計画 アセスメント及びモニタリ ングに関する記録
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平24厚令15第27条第9項	適	モニタリング記録 面接記録
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から(7) までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15第27条第10項	適	(2)から(7)に掲げる確認 資料
13 児童発達支援管理責任 者の責務	(1) 児童発達支援管理責任者は、11に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 - 13に規定する相談及び援助を行うこと。 - 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平24厚令15第28条第1項	適	相談及び援助を行っている ことが分かる書類 (ケース 記録等) 他の従業者に指導及び助言 した記録
	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平24厚令15第28条第2項	適	適宜必要と認める資料
14 支援	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第30条第1項	適	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか	平24厚令15第30条第2項	適	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平24厚令15第30条第3項	適	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等 勤務実績表
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第30条第4項	適	出勤簿 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る 通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以 外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第30条第5項	適	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等

15 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を 行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合 は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第34条	適	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
16 運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 事業の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費 用の種類及びその額	平24厚令15第37条	適	運営規程
17 勤務体制の確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達 支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従 業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第38条第1項	適	従業者の勤務表
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24厚令15第38条第2項	適	勤務形態一覧表または雇用 形態が分かる書類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38条第3項	適	研修計画、研修実施記録
40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 4	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38条第4項	適	ハラスメント防止に関する 指針
18 業務継続計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38条の2第 1項	適	業務継続計画
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第38条の2第 2項	適	研修及び訓練を実施したこ とが分かる書類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第38条の2第 3項	適	業務継続計画の見直しを検 討したことが分かる書類
19 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、 指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その 他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第39条	適	運営規程 利用者数が分かる書類(利 用者名簿等)
20 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第40条第 1 項	適	非常火災時対応マニュアル (対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40条第2項	適	避難訓練の記録 消防署への届出
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第40条第3項	適	地域住民が訓練に参加して いることが分かる書類
21 安全計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所でとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第40条の2第 1項	適	安全計画に関する書類
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第40条の2第 2項	適	研修及び訓練を実施したこ とが分かる書類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第40条の2第 3項	適	保護者に周知したことが分かる書類
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、 必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第40条の2第 4項	適	安全計画に関する書類
22 自動車を運行する場合 の所在の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第40条の3第 1項	適	自動車運行状況並びに所在 を確認したことが分かる書 類
23 衛生管理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条第 1 項	適	衛生管理に関する書類
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第41条第 2 項	適	衛生管理に関する書類

① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		適	委員会議事録
② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	平24厚令15第41条第2項	適	感染症及び食中毒の予防及 びまん延の防止のための指 針
③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		適	研修及び訓練を実施したこ とが分かる書類
		適	事業所の掲示物又は備え付 け閲覧物
(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平24厚令15第44条第1項	適	個別支援計画 身体拘束等に関する書類
(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第44条第2項	適	研修を実施したことが分か る書類 個別支援計画
(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。	平24厚令15第44条第3項	適	虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等) 委員会議事録 身体拘束等の適正化のため の指針 研修を実施したことが分かる書類
(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第45条第 1 項	適	個別支援計画 虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等) ケース記録 業務日誌
(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚令15第45条第2項	適	委員会議事録 従業者に周知したことが分 かる書類 明をを実施したことが分か る書類 担当者が配置されているこ とが分かる書類(辞令、人 事記録等)
(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がな く、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていない か。	平24厚令15第47条第 1 項	適	従業者及び管理者の秘密保 持誓約書
(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第47条第2項	適	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)
(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第47条第3項	適	個人情報同意書
(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15第48条第1項	適	情報提供を行ったことが分 かる書類(パンフレット 等)
(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48条第2項	適	事業者のHP画面・パンフ レット
(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第50条第1項	適	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第50条第2項	適	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
(3)指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は訪職員かの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第50条第3項	適	市町村または都道府県から の指導または助言を受けた 場合の改善したことが分か る書類
	正の形止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用 知能を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及び まん廷の防止のための作制計を整備しているか。 ③ 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及び 指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症の 防及びまん疑の防止のための特性並びに感染症の予防及びまん疑疑的の 大のの制度を関っているか。 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見や機関を の利用申込者のサービスの選性に対すると認められる更導を記載しているか。 の利用申込者と提手業者は、指定児童発達支援事業所の優級関係の他しているか。又は、指定児童発達支援事業者とは、これかの一部を受けまりませいるか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当むを身体ない場合を除力でしているか。との主義を受ける中の中では、対したのでは、対したいでは、対しないでは、が、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないないでは、が、は、対しないでは、が	まん延の前止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置の活用 可能、)を定別の関係するともした、その特異について、仮基者に同 対象度を過っているか。 ② 当該特定児童養主受援事業所における感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当時間光児童を養生変援事業所における感染症及が食中毒の予防及び まん延の放止のための指針を整備しているか。 ③ 当時間光児童を設置支援事業所における感染症及が食中毒の予防及びまん経防止のための指針を整備しているか。 取足型金金を実施者を関係すると認らに感染症の予防及びまん経防止のための関係を定例でしているが、の、 の利用中込名のサービスの選択はすると認められる要事項を提取した現 研究と関係を対象を支援事業を対しているか。 3 (1) 指皮児童養主変接事者は、指皮児童を達支接事業所の見やすい場所 に、運営規模の根拠、従業者の助務の体制、3 2 2 0 位が 1 を要果事業を提示した現 ・	選点を対したのための対象を検討する委員会(テレビ電話総理の活用 対象態度と関っているか。 型、製業再定型機工を建立を基金を対象を表しているが、 選の場別を定型を建立を実施事業所における感染症のび食中毒の予防及び まん様の防止のための指針を製造しているか。 選が表したのの間様を変数を実施事業所における感染症の予防及びまん場所止の おっているが、22 の組みを必要を受しているが、 第二 当場物を定数を実施事業所における感染症の予防及びまん場所止の に、運動が限りの場合、成者者の創剤の体制、32 の組みが厳機関はの に、運動が限りの場合、成者者の創剤の体制、32 の組みが厳機関はの に、運動が限りの場合、成者者の創剤の体制、32 の組みが厳機関はの に、運動が限りの場合、成者者の創剤の体制、32 の組みが厳機関はの に、運動が限りの場合、成者者の創剤の体制、32 の組みが厳機関はの に、運動が関係としては、対象を受け、かつ、これをいつでも 情報者自自由に関係させているか。 (1) 指定児童発達支援事業所に職人付け、かつ、これをいつでも は、特徴を収ました。身体的実をの心を対象をのはなが、(4) に対象でしているいか。 (2) 指定児童発達支援事業をに職人が付け、かつ、これをいつでも は、特徴を終き、身体的実もの助物に関金がに実命やむを ない場合を終き、身体的実もの助物で現の小りのが設定がに実命やむを ない場合を終き、身体的実もの過速では、12 の は、そのの権権と対象に対象とのはよりのが決定がに、実命やむを は、そのを権権と対象に対象とのようのが決定がに、実命やむを は、そのを権権と対象に対象とのようのの対象を検 は、そのを経生が関係であるの対象をを提出しているか。 (3) 指定児童発達支援事業所に関係するとももに、そのを確保について、 のの他当域神事が必要としているか。 の)が表表に対し、身体的東等の過速にからかの耐勢を定用的に実施しているか。 (1) 指定児童発達支援事業所の健業者は、接着の発生(アレス・ないの、 (2) 対象を原とは、アレス・は、対象をの対象を定しているか。 (3) が変児童発達支援事業所の健業者は、接着のの発生を定しているか。 (4) が変児童発達支援事業所の健業者は、おいるの場合とでいないか。 (5) 対象を原とは、不のの場をとに対しているか。 (6) 対象を原とは、不のの場をとに対しているが、 (7) 対象を原とは、不のの場をとは、下のの場をを見しているか。 (8) が変児童発達支援事業者にているか。 (9) が発展を対しているか。 (1) 指定児童発達支援事業者によるが、できたいのが関係を関係しているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、指定産業ののが関係としているか。 (2) 対象が展生のののの場合といいのが、ののの場合といない (3) 指定児童発達支援事業者は、指定産業のの経費を関いためでは、対象を関係であるのの場合といない (4) 指定児童発達支援事業者は、指定産業の対象を関係を関係しているが、 (5) 指定児童発達支援事業者は、指定産業を受け付けるためののの。 (6) 指定児童発達支援事業者は、指定児童等を必要を必要を必要を指置をは、この情報を定しているか。 (7) 指定児童発達支援事業者は、おり体の関係を関係とよりに対しているが、 (8) 指定児童発達支援事業者は、おり体の関係を関係とよりにないのののののとないとない (4) 指定児童発達支援事業者は、おりに対しために対しためののののとないとない でしためののとないとないとないを対しまために対

	(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった 場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第50条第4項	適	都道府県等への報告書
	(5)指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適 正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限 り協力しているか。	平24厚令15第50条第5項	適	運営適正委員会の調査又は あっせんに協力したことが 分かる資料
30 事故発生時の対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の 提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障 害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第52条第1項	適	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等 への報告記録
	(2)指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第52条第2項	適	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の 提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ ているか。	平24厚令15第52条第3項	適	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行った ことが分かる資料(賠償責 任保険書類等)
31 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と 区分しているか。	平24厚令15第53条	適	収支予算書・決算書等の会 計書類
32 記録の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令15第52条第1項	適	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。 - 提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 - 児童発達支援計画 - 市町村への通知に係る記録 - 身体拘束等の記録 - 苦情の内容等の記録 - 本の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令15第54条第2項	適	左記一から六までの書類
第5 多機能型事業所に関 する特例		法第21条の5の19		
例	主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通かせる指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 (ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。) 「嘱託医 1以上 看護職員 1以上 君護職員 1以上 規 機能訓練担当職員 1以上 機能訓練担当機員 1以上 規 機能訓練担当機員 1以上 規	平24厚令15第80条第 1 項 (第 6 条第 4 項適用)	適	勤務実績表 出勤簿 近業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用人数) が分かる書類(実績表等)
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮 しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用すること ができる。	平24厚令15第81条	適	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員に関する特例	主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定 にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる	平24厚令15第82条第1項	適	運営規程 利用者数が分かる書類(利 用者名簿等)
第6 障害児通所給付費の 算定及び取扱い		法第21条の5の3第2項		
1 基本事項	(1)児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1により算定する単位数 に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位 の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第一号 平24厚告128	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三号	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
2 児童発達支援給付費(主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の場合)	(1) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第1の 1の注2 平24厚告269第二号	適	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
(指定児童発達支援等の提 供時間)	(2) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定児童発達支援等)を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表第1の 1の注2の6	適	児童発達支援計画 市町村が認めたことが分か る資料 体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
	じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 (2)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定児童発達支援等)を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提	平24厚告122別表第1の	適	児童発達支援計画 市町村が認めたこ。 る資料 体制等状況一覧表、

(減算が行われる場合)				
	(3)児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (1)障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又は口の表の上欄に定める基準に該当する場合 意子欄に定める割合、②指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合100分の70(二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合100分の50 (3)指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85	平24厚告122別表第1の 1の注3 平24厚告271第一号イ、 ロ	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
(開所時間減算)	(4) 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所 又は基準該当児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業所等)の場合 には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所 の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、平成24年厚生労働省告示第 271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の 基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの 表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定 める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122別表第1の 1の注4 平24厚告271第一号ハ	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
(身体拘束廃止未実施減 算)	(5) 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 バ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告122別表第1の 1の注5	適	第4の25に定める確認文書 等
(虐待防止措置未実施減 算)	(6) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。ロ 当該相定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止の始の指修を定期的に実施するための担当者を置いているか。ハ イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表第1の 1の注5の2	適	第4の26に定める確認文書 等
(業務継続計画未策定滅 算)	(7) 指定通所基準38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第1の 1の注6	適	第4の18に定める確認文書 等
(情報公表未報告減算)	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表第1の 1の注6の2	適	適宜必要と認める資料
(中核機能強化事業所加 算)	(9) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第1の 1の注7 平24厚告270第一号の二	適	地域障害児支援体制中核拠 点登録通知書 体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等

(児童指導員等加配加算)				
	(10) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数((11)の加算を算定している場合は、当該、保育士、理学療法士、作業法士、育話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、手話通訳士、大學者の人民主、他教育者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章者、明章	平24厚告122別表第1の 1の注8 平24厚告270第一号の三	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
(専門的支援加算)	(11) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。)又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員(理学療法士等)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の負数((10)の加算会算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の(3)の②を算定している場合は加算していないか。 ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第1の 1の注9 平24厚告270第一号の四	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
(看護職員加配加算)	(12) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。イ 看護職員加配加算(I) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合ロ看護職員加配加算(II) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122別表第1の 1の注10 平24厚告269第三号	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
3 家庭連携加算	(1) 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4 第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(養主及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者)が、児童発達支援事業所等従業者)が、児童発達支援事業所等従業者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1包及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ家族支援加算(I)(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合(一) 所要時間1時間以上の場合(一) 所要時間1時間以上の場合(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告122別表第 1 の 2 の注	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等

	(2)指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第72条の7に規定する指定居宅訪問型児恵発達支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(I)及び保育には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(I)のイを真定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(II)のでは10の名とは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(II)の名を遺えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(II)、民宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び保育した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定していないか。	平24厚告122別表第1の 2の注	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
3の2 子育でサポート加 算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の 2の2の注	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定 保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合	平24厚告122別表第1の 4の注	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
5 欠席時対応加算	に、1月につき所定単位数を加算しているか。 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害 児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日 に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業 所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を 行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合 に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただ し、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において 重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援 事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の 数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の 80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定 しているか。	平24厚告122別表第1の 7の注	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
6 特別支援加算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援ソは共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、1の(3)の②を算定している場合又は1の(14)のイ若しくは口を算定していない場合は加算していないか。	平24厚告122別表第1の 8の注 平24厚告270第一号の六	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
7 入浴支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告122別表第1の 9の2の注 平24厚告269第四号の二 平24厚告270第一号の十 二	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
8 送迎加算	(1)障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又は ハを算定している障害児を除く。)に対して行う場合については、障害 児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を 行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の 11の注1	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
	(1の2) (1) を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年 厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号 の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身 障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表第1の 11の注1の2 平24厚告269第四号の三	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
	(1の3) (1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児)の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第1の 11の注1の3 平24厚告269第四号の四	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等

(2) 当点の具有機関大規模的の「20 大いの実施」であるが実施では、「全球を開発している。 (2) に対して打ち合いでいては、可能が重要を持ち、対している。 (3) の異性性機がファスをあるでは、「現在が重要であるのである。 (3) の異性性機がファスをあるでは、「現在が重要であるのである。 (3) の異性性機がファスをあるでは、「はんないない。 (3) の異性性機がファスをあるに対し、はんないない。 (3) の異性性機がファスをあるに対し、はんないない。 (3) の異性性機がファスをあるに対し、はんないないない。 (4) の異性性機がファスをあるに対し、はんないない。 (5) の異性性機がファスをあるに対し、はんないないないないないないないないないないないないないない。 (5) の異性性機がファスをあるに対し、はんないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		•			
12世代別東京 (の11の代文社が全蔵にている機構が出版人) (月付上 で行う場合については、不成が出版を対象機構を対象を対している機能としている。 (12年) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本		働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき	11の注 2		
関係の関係との間で起きやする場合に、不足が優別の100分の11の連出 11の注土		122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。) に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭 庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知 事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童 発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を	11の注3	適	
(1) 解係機関連機関等 (1) については、指定児童会産支援事業等 において、総育所でも他の対象でありません。 (2) 解析・機関連機関等 (1) については、指定児童会産支援事業が自己のような必要を しているうる経営を関係しているのでは、1月に1日を開催しているが、ただし、共全型関連を対象に、第1年に1日を開催しているが、ただし、共全型関連を関係しているが、大力に、共全型関連を対象に、第1年に1日を開催しているが、ただし、共全型関連を対象に、第1年に1日を対象に、第1年に1日を対象に、第1年に1日では、1年に対いて、総育所体施設との連携を超るため、あらかいの通路を対象に関係しているが、対象に対して、第2の2021 (2) 関係機関連機関等 (1) については、接定児童会産支援事業所ではいて、総有所体施設との連携を超るため、あらかいの通路を対象に関係しているが、対象に対象が対象に対象が対象に対象を加算しているが、対象に対象が対象を対象を対象を加算しているが、対象に対象が対象を加算しているが、対象を対象を対象を対象を加算しているが、対象を対象を対象を対象を対象を対象を加算しているが、対象に対象が対象を対象を加算しているが、対象に対象が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対		定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に		適	
において、領害所等主談との選携を習のため、あらかとの通所を付決と 「保養者の同意を得て、保育者を指数とのの選集を関係との機能を引きまた目的とした会 「はおいて、保育所等に関係との他の当該所等が思えて、経験を開発して、	9 関係機関連携加算	において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(保育所等施設) との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保 育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又民直 しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位 数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、 第9の2の(14)のイ又は口を算定していない場合に、算定していない		適	
[こおいて、児童相談所等の機能制)との課任を図るため、あられじめ通所的付 決定保護者の同意を得て、児童相談所等開後機関との間で当該使用別の 心身の状況及び生活機能の情報やの自動と時間が、原理を関係の 部間を及び必要な情報の情報やの自動とは意思した。 (3の2の注意 を開催することをの他の児童神談所等開後機能との同じ当該理事との連絡 類別を及び必要な情報の情報やの自動技能思した。 (3の2) 脂核機能連携物質 (III) については、指定児童強達支援事業 所等が指定場所基準の変化でいるい。 (4) 別係機関連携加算 (IV) については、指定児童強達支援事業 所等が指定場所とはまする負債があるで第定しているときは、算定していない か。 (4) 関係機関連携加算 (IV) については、障害児が数学予定の小学 校、義務教育学校の削削課程者しくは特別支援学校の小学部又は設置予 定の企業性しくは言い等(い今をと)の連携を回避しているとい。 の適所給付決定保護者に係る資産・分を持て、 ・ は、教育を行う性場合に、、所定単位数を加算しているい。 の適所給付決定保護者に係る資産が、水の手段を引き、所では過度といる。 ・ は、表別を使用を引きない。 ・ は、表別を使用を引き、表別を使用を引き、 ・ は、対して、として、表別を使用を引き、 ・ は、対して、として、として、として、 ・ は、対して、として、として、 ・ は、対して、として、として、として、のは、 ・ は、対して、として、として、として、 ・ は、対して、として、として、 ・ は、対して、として、として、として、 ・ は、対して、として、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対して、として、 ・ は、対しない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定 保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及 び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会 議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の 共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算して		適	
開会代指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する 場合において、原管型児及びその家務等について、同一の月に第5の1の 8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、第定していない か。 (4)関係機関連携加算(IV)については、障害児が歓学予定の小学 校の業等とは電台片等(小学校等)との連携を図るため、あらかじ が適所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連続調整をび4日総長 助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定す をの間関令でである時常児支援利用計画家を有可料に提出した通合符 方案270号に「とせる定阵行長官が定める児童等」第一号の十三に適合す この事業所間連携知算(I) 中の半に適合 不変形件の場所をでして、当該基準に提付る区分に従い、1月 につき1回を限度として、所定単位数を加算する。 4事業所間連携知算(I) 中24年度上労働名告示第270号にこども 家庭行長官が定める児童等」第一号の十三ペに適合 事業所間連携知算(I) 中24年度上労働名告示第270号にこども 家庭行長官が定める児童等」第一号の十三ペに適合 事業所間連携知算(I) 平24年度上労働名告示第270号にこども 家庭行長官が定める児童等」第一号の十三ペに適合 事業所間連携知算(I) 平24年度上労働名告示第270号にこども 家庭行長官が定める児童等」第一号の十三ペに適合 事業所間連携検認書 体制等状況一覧表、当該加 11 保育・教育等移行支援 (1)指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の返所後の生活に関して 助言(保育・教育等移行支援 (1)指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の必要を加算してい 助言(保育・教育等移行支援 (1)指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の必要を対して 同けた会議を附着によって、となる保育所不の他の施設(他の仕会福祉施設等 を除く。)(移行施設とので、通所に、通行と当なの仕会福祉施設等 を除く。)(移行施設との管で、通所で、通行に連言児に対して、 対して通所した日の順方を用から起算して6月以内に行われた当該保 育、教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算してい るか。 (2)移行先施設との間で、通所に対して、通所後30日以内に 「20 4の注 ・ 本書を持つまして、 ・ 本書を持つましているか、 第0個出書等		において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、		適	
校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は怠職子の企業者にして資金で作。小学校等)との連携を図るため、あらか。		所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していない		適	
指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市南村提出した通所部件、決定保護者に係る障害児支援利用計画案を市南村提出した通所部件、決定保護者に係る障害児支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三(宣合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。イ 事業所間連携加算(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三口に適合 ロ事業所間連携加算(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三口に適合 京庭庁長官が定める児童等」第一号の十三口に適合 「日本の大阪管害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が追診指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が追診指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所ので、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設とのの他の施設(他の社会租施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に売立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して自身に対して退所後の生活に対して退所(次年書)で、教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2)移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2)移行先施設との連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (3)移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して制言援助を 適		校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予 定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじ め通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援		適	
加算 (1)指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に同けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2)移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (3)移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を 適		る内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。イ事業所間連携加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合 事業所間連携加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども事業所間連携加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども	12の3の注	適	体制等状況一覧表、当該加
に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (3)移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を 適		が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算してい		適	
た障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を 適 適		に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単		適	
		た障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を		適	

12 福祉・介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」 第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているも のとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生 型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事			
	宝九里元建文伝等率所又は中町内板に個口に基準は当九里元建大建文伝等率所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立籍神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の59に相当する単位数 1000分の33に相当する単位数 1000分の33に相当する単位数	平24厚告122別表第1の 13の注 平24厚告270第二号	適	体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」 第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の 改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達 支援事業所等若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出 た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等 を行った場合は、2から13の5までにより算定した単位数の1000分の20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表第1の 15の注 平24厚告270第三号の二		体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等
14 福祉·介護職員等処遇 改善加算 (令和6年6月1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数の12から13の5までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数の12から13の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数の12から13の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数の12から13の5までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数	平24厚告122別表第1の 13の注1 平24厚告270第二号		体制等状況一覧表、当該加 算の届出書等